

11月24日協議会の「市民後見人の育成及び支援の検討について」のご意見及びご質問

【ご質問】

- ① 「資料4【1.市民後見人が受任する際の主な要件】の「(2)安定した居所に在住していること」として「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とありますが、「療養型病院や精神科病院の入所が長くなってしまった方たちも想定されているのか。」
- ② 「後見人等は1年に1回必ず裁判所に報告があり、1年間の報告内容を直前に思い出すのではなく、その都度、記録をして1年後に振り返りができるような資料があるとよく、1年間を振り返って適切な報告ができるよう、または、次の1年は何が課題であるのかということ、市民後見人がきちんと確認して、日々の後見人業務の自分なりの記録の仕方も身に付けていただけるようにすべき。そのようなものが研修の中に組み込まれば良いのではないかと。多摩南部成年後見センターの現場実習にそのような実習はあるのか。」

【ご意見】

- ① 資料4【1.市民後見人が受任する際の主な要件】について、検討いただきたい。
  - 1つ目、要件の「(2)安定した居所に在住していること」として
    - ・「特別養護老人ホーム等長く居ることが可能な居所に居住していること。」とありますが、「このような限定をしてしまうと『市民の実践のよさ』や『市民ならではのよさ』というのがあまり生かせないのではないかと。」ということや、また、「市民ならではの目線で関われる在宅ケースもあり、施設を移るということもあるため、チームとして支援するということが出来れば、こういったケースへの対応もできるのではないかと。」
    - ・「他の市町村でも施設入所に限定しているところはあるが『市民後見人らしいということ考えた時に、今後、在宅の受任も検討していくことが市民後見人の活躍の場を広げることに繋がるのではないかと。』そして、他の自治体の受任要件として『市民後見人による市民らしい後見が期待できるようなケース』というような、前向きな要件を入れているところもある。」
    - ・「例えば療養型病院から東京に移ったりとか、または、地域の介護力が高まったので在宅に移行できるとか、安住していることで良しとするのではなく、常に居所がそこで良いのか、そこが適切なのかをチェックする視点こそが大事なのではないかと。生活の拠点に移していくことこそが後見の一つの役割。」

2つ目は要件の「(5)対応困難なトラブルが予想されないこと」について

- ・「対応困難なトラブルが予想されないこと」というのは、実際難しいのではないか。「予想されない」というよりも、そういう事が起こった時に地域連携ネットワークを活用して、専門職が適切に関与できる仕組みを作る。複数であるとか監督を付けるとか、そうしていくことが、市民後見人の活性化に繋がるのではないか。」

3つ目は要件の「(6)移行ケースでは、成年後見人等が交代することによる本人への影響が少ないこと。」について

- ・「積極的な捉え方ということで、成年被後見人等が必要としているという理由で、市民後見人に移行するというケースがあるのではないか」、そのため「市民後見人が選任されることが成年被後見人等にとってメリットが大きい場合」というような要件をつくるという方法もあるのではないか」

② 資料1「成年後見制度利用促進事業計画（抜粋）」の2ページ目一番下の「『市民後見人活動の支援について検討するに当たっては、市・あんしん狛江で行うことを原則とし（したがって、監督人は不要となる。）、例外的に監督人が必要な場合は、これまでの法人後見の実績とノウハウを活かしてセンターが監督人を受任する』という方向性で整理・検討を進めます。」こちらの記載について

- ・「国の専門家会議では、総合支援型監督人について話し合われており、総合支援型監督人は1年・2年程度の期間を限定して親族や市民に対して監督を集中的に行い、後見の実践ができると判断された時に監督人が辞任するというもので、今後は、総合支援型監督人が進んでいく可能性が高く、監督人は例外的につけるのではなく、必要に応じて付ける。その時に『多摩南部成年後見センターのみが監督人でよいのか』という議論も必要であり、また、『地域の中の専門職も監督人として関わる』という考え方も必要であり、そうすることで現状の監督と支援が一緒になってしまっているという状況を整理できるのではないか。」

③ 「療養型や精神科病院の長期入院の方で専門職の中でも、住民票のことが課題となっており、非常に難しい課題のため、そういった面からも市民後見人の方には難しいということがあり、そこも併せてご検討いただきたい。住民票をおくことが難しく、住所がないという課題があり。整理が必要な課題である。」

④ 「養成講座の募集方法で幅広い市民の方が集まるのか。何月何日に実施という日程も確定してない中で、皆さん日程の調整はどうするのか。予定がない方でないと申し込みは難しいのではないか。市町村によっては年齢制限で上限を決めているところもあり、講習を受けている人の平均年齢は70歳で区切っているところもある。もっと幅広く参加できるようにしていただいた方がよいのではないか。他に、この講習を受けるために休めるような制度をつくったり、そのようなところから始めてい

かないと、年々受講希望者が減っていることに関しては、おそらく始まった時にはやりたい人が集まったが、実際に養成講座でやっている項目の煩雑さを見て、みんなが手を上げるかという「難しい」ということではないか。そういったところを考えていく必要がある。」

⑤ 資料2の講習の内容について

- ・実際に後見人業務をやっていく中で、市民後見人の方は同じ地域の中というところが良いところだが、逆に秘密保持という部分でちょっと危うさもあり、その辺の講義みたいなものに重点を置いたら良い。後見業務をやっていて、大変と思うのが、終了後の財産の引き渡しの部分、色々なタイプの親族に対応することがとても大変なため、最初の部分の監督と合わせて、終了後にきめ細かく対応できるような体制も整うとよい。

⑥ その他 情報提供

- ・「市民後見人らしい後見のイメージを明確に持つておくことが必要であり。一緒に買い物に行き服を選んだり、そういったことを行っている市民後見人の事例もあることや、また、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度に移行しているケースの1割が市民後見人となっており少し増えてきており、あらかじめ地域福祉権利擁護事業で関わっているという安心感が理由なのではないか。」

⑦ 事務局からの説明「狛江市の市民後見人が、調布市の被後見人の後見人になるというケースや、調布市の市民後見人が、狛江市の被後見人の後見人になるというケースがあります。そのような場合、どうやって地域で上手く支えてゆくのかというところは一つ課題とっております。例えば、多摩南部成年後見センターで受任された市民後見人が、狛江市内の市民後見人だった場合でも、誰が市民後見人かも知らないといった状況なので、事務局としてはそういった場合にどうやって支援していくのか、どのような形の関わり方がよいのか、課題として考えております。今後、市の社会福祉協議会が中核機関として受任されて支援をしていただく場合に、どのように関わっていただくのかということも事務局としては課題として考えております。」について

- ・「多摩南部成年後見センターの場合は5市でセンターを作ってきた経緯を考えると、それだけを考えても、なかなか市単独で完結できないのかなという印象を持っています。全国的に見ても、大きい市ではないので、厳密に線を引いてしまうと逆に支援がしづらくなってしまいます。例えば、市の社会福祉協議会の試行事業なども、市をまたいで両市で支援するということがありますので、ここはどういう仕組みが必要かというところをしっかりと議論しておいて、あまり杓子定規に切り分けられない方が支援を受ける側にとっては良いと思います。調布市は近いですし、多摩南部の5市だからこそ、お互いに連携しながらの仕組みを考えていく必要がある。」